

平成 24 年 3 月 定例会

平成 24 年 3 月 須賀川市議会定例会会議録

平成 24 年 3 月 1 日（木曜日）

議事日程第 1 号

平成 24 年 3 月 1 日（木曜日） 午前 10 時 開議

平成 24 年度の施政方針並びに上程議案について提案理由の説明

出席議員（27名）

1 番	圓谷年雄	2 番	安藤 聰
3 番	本田勝善	4 番	大寺正晃
5 番	石堂正章	6 番	車田憲三
8 番	関根保良	9 番	五十嵐 伸
10 番	川田伍子	11 番	塩田邦平
12 番	広瀬吉彦	13 番	生田目 進
14 番	森 新男	15 番	八木沼久夫
16 番	佐藤瞭二	17 番	加藤和記
18 番	丸本由美子	19 番	市村喜雄
20 番	大越 彰	21 番	鈴木正勝
22 番	鈴木忠夫	23 番	菊地忠男
24 番	橋本健二	25 番	大内康司
26 番	水野敏夫	27 番	高橋秀勝
28 番	渡辺忠次		

欠席議員（1名）

7 番 大倉雅志

説明のため出席した者

市長	橋本克也	副市長	石井正廣
原子力災害			
対策直轄室長	大峰和好	行政管理部長	若林秀樹
生活環境部長	藤島敬一	健康福祉部長	阿部泰司
産業部長	柳沼直三	建設部長	小林正司

水道部長	佐藤益美	会計管理者	國分良一
岩瀬支所長	深沢和夫	教育委員長	深谷哲雄
教育長	坂野順一	教育部長	渡辺伸一

事務局職員出席

局長補佐兼			
事務局長	市川 守		安藤基寛
		議事係長	
庶務係長	吉田すみ子	調査係長	村上正紀
主査	鈴木弘明	主任	村上良子
主事	横川幸枝		

○議長（鈴木忠夫） 次に、日程第4、報告第1号から日程第8、報告第5号及び日程第9、議案第3号から日程第60、議案第54号までの報告5件、議案52件を一括して議題といたします。

市長から、平成24年度の施政方針並びに上程議案について提案理由の説明を求めます。

（市長 橋本克也 登壇）

◎市長（橋本克也） おはようございます。

本日ここに3月市議会定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には公私ともに御多用のところ御参集をいただき、本日から22日間の予定をもちまして御精励いただきますこと、まことにありがとうございます。

今期定例会におきましては、ただいま一括議題となりました平成24年度各会計予算をはじめ、市政当面の重要な案件につきまして御審議をいただくことになりますが、この際、今後の市政運営に臨む基本方針などを明らかにし、市政に対する御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、国においては2月に復興庁を設置し、復興に関する国の各種制度に対する明確な窓口の一本化を図るとともに、原子力災害からの復興及び再生を推進していくための「福島復興再生特別措置法」案が閣議決定されるなど、国・県における支援体制や法制度の仕組みが整備されてきておりることは、今後の本市の復旧・復興を進めていく上で、さらに弾みがつくものと期待をしております。

一方では、国において、みずからの暮らす地域のあり方について、みずから考え主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づき、地域の諸課題に取り組むこととする「地域主権改革」を強力に推進するなど、本市を取り巻く社会経済情勢は、これまで以上に大きく変化してきており、本年はまさしく本市の将来にとって最大のターニングポイントとなるものと考えております。

私は、このようなときにこそしっかりと未来を見据え、発想の転換により新しいまちづ

くりを進める絶好の機会として、市民の皆様との「協働」の取り組みを一層推進し、将来子供たちが住んでよかったですと思えるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

それでは、初めに市政が当面する懸案事項についてであります。

まず、須賀川市震災復興計画実施計画の策定についてであります。

震災復興計画実施計画につきましては、昨年 12 月に策定いたしました「須賀川市震災復興計画」の実現を図るとともに、その進捗状況について市民の皆様と情報を共有しながら復興に向けた取り組みを進めていくことを目的に、平成 27 年度までの計画を策定する考えであります。

本計画は、毎年度ローリングしながら、検証と進行管理を行うものであり、その結果を市ホームページや広報紙等により市民の皆様にお知らせする考えであり、今月中に概略を取りまとめ、平成 23 年度に取り組みました事業実績とあわせて、本年 6 月を目途に公表いたします。

次に、国の復興特区制度についてであります。

国の復興特区制度につきましては、本市の復興に向けた取り組みを行う上では非常に有用であると考えており、積極的に活用してまいる考えでありますが、特に復興交付金事業につきましては、津波被害地域を対象とした支援内容が中心となっていることや復興関連事業と被災の関連性を強く求められていることなど、非常に厳しい条件が付されております。

こうした中、1月末の第 1 次申請におきましては 1 事業を提出しておりますが、今回の申請受けは国の第 3 次補正予算に基づくものであり、平成 23 年度及び 24 年度で確実に実施可能な事業に限定されているため、事業の熟度を見きわめながら、今月末の第 2 次申請をはじめ平成 24 年度以降につきましても、復興庁など関係機関との調整等を図りながら、鋭意取り組んでまいる考えであります。

また、法的規制緩和や税、金融面での優遇措置を内容とする復興推進計画につきましては、県との共同による「ふくしま産業復興投資推進特区」の申請をはじめ、市独自に仮設校舎に係る建築基準法の特例などを申請することとしております。

当該復興推進計画は、民間からの提案も可能な制度であるため、市ホームページなどで周知を図り、随時受付けしておりますが、現在までに具体的な提案はない状況にあるため、今後ともさらに周知に努め、対応してまいる考えであります。

また、復興整備計画につきましては、現在、藤沼湖堰堤決壊による被災地域の土地利用再編などを対象に検討しているところであり、これらの計画が具体化した時点で国に申請する考えであります。

なお、4 月から震災復興対策直轄室を設置し、復興計画の重点プロジェクトとして位置づけている市庁舎や総合福祉センターの整備を中心に新たなまちづくりを推進するため、専任の担当職員を配置する考えであります。

次に、新市建設計画の見直しについてであります。

現在、新市建設計画につきましては、平成 26 年度までの 10 年間の計画として策定しておりますが、今回の東日本大震災により、被災自治体にあっては合併後 15 年間まで合併特例債の適用期間が延長可能となるため、本市の復旧・復興を進めていく上では、限られた財源を有効に活用する観点からも、新市建設計画の期間の延長等について検討してまいり考えであります。

次に、市庁舎及び総合福祉センターの再建についてであります。

市庁舎等の再建につきましては、本市の復興のシンボルとして取り組むとともに、市民サービスの利便性をいち早く確保する必要があるため、スピード感をもって取り組んでまいる考えであります。

また、新庁舎の建設場所につきましては、これまで機会あるごとに市民の皆様からさまざまなお意見等をいただきてまいりましたが、早期再建による市民の利便性の確保、防災機能等危機管理体制の再構築、交通機関や他の公共施設との連携、財政コストの抑制等の視点などを総合的に勘案した結果、現在地以上の適地はなく、現敷地に市庁舎を再建してまいりたいと考えております。

このため、今後は、新庁舎の機能などについて、基本計画や基本設計などの各段階において、議会をはじめ市民の皆様の御意見等をいただきながら平成 27 年度の完成を目指して取り組んでまいる考えであります。

また、総合福祉センターの再建につきましては、現在、民間資本の導入の可能性などを調査しているところであり、市街地中心部の再生のあり方や新庁舎敷地の有効活用など、さまざまな観点からの検討を行いながら取り組む考えであります。

次に、市街地中心部の再生・活性化についてであります。

市街地中心部につきましては、家屋や事業所が倒壊し、また総合福祉センターが使用不能になるなど甚大な被害を受けた地区であり、市民の活動交流拠点などの機能が喪失するなど一日も早い機能回復が望まれております。

このため、市街地中心部の再生・活性化に係る基本的な考え方を庁内で検討しており、今後、整備手法や中心市街地活性化基本計画の見直し、さらには市庁舎等の再建も含め、課題等を整理しながら当該地域の再生・活性化に取り組んでまいる考えであります。

次に、藤沼湖堰堤決壊に伴う被災者支援の取り組みについてであります。

東日本大震災に伴う藤沼湖の堰堤決壊により、尊い人命が失われ、また多くの家屋が全・半壊するなど、被災者の皆様にはさまざまな心労をおかけしておりましたが、先月、「被災者の会」と「江花川沿岸土地改良区」において生活再建に関する合意を得たことを踏まえ、市といたしましては、本市の基幹産業である農業の早期復旧を推進する立場から、土地改良区が行う被災者支援が組織の瓦解や組合員個々の営農に支障を来すことのないよう、県と一体となって土地改良区に対する支援を行うこととし、これに要する費用を今期定例会において補正予算として計上したところであります。このことにより、喫緊の課題である長沼地域の重要な灌漑用水である「藤沼湖」の早期再建と、農家の皆様が意欲を持って安

心して農業に取り組めるように、その環境整備に努めてまいりる考えであります。

次に、福島空港の防災拠点空港への取り組みについてであります。

福島空港につきましては、現在、ソウル、上海を就航先とする国際便2路線が原子力災害の影響により、いまだに再開の見通しが立たない状況にあります。

一方で、全日本空輸株式会社において、6月から大阪路線に1日5往復のうち1往復ではありますが、74席の機材で新たに路線を開設する予定であります。機材の大型化により利用者の利便性が向上するだけでなく、大手エアラインが乗り入れることで臨時便等の運航が容易になるなど、その影響は大きく、元気な福島そして元気な須賀川をPRする上でも、福島空港は地域振興の中核的施設であり重要な役割を担っているため、国際路線の早期再建を含めて、今後とも、県をはじめ県中地域12市町村で構成する「県中地域福島空港活性化推進会議」など関係団体と連携を図りながら、福島空港の利活用の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、福島空港は東日本大震災の影響をほとんど受けず、空の避難路として、また人的・物的救援補給の重要拠点として大きな役割を果たしたため、防災拠点空港としての位置づけについて、昨年12月に県などに対し要望したところであり、今後とも引き続き関係機関等に働きかけてまいりる考えであります。

次に、新総合計画の策定についてであります。

総合計画につきましては、長引く経済の低迷や高齢社会の進行による右肩下がりの時代への移行や市民ニーズの多様化、さらには自己決定、自己責任が強く求められる地域主権社会の本格到来による対応がより一層重要視されるなど、社会経済情勢の大きな変化に対応するため、平成23年度に策定する予定でしたが、東日本大震災の影響により、震災復興計画の策定を優先したため取り組みを1年延期し、平成24年度に計画策定に改めて着手する考えであります。

新たな総合計画は「市震災復興計画」の内容を踏まえるとともに、先行き不透明な原子力災害による風評被害の影響や変化の激しい社会経済情勢に柔軟に対応できるよう計画期間を5年とし、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造を、基本構想と基本計画を統合した「まちづくりビジョン」と実施計画との2層構造に改め、本市独自の特色ある計画として策定する考えであります。

また、地域コミュニティのさらなる活性化が図られるように、今回の大震災を契機に新たに培われた市民力・地域力の結びつきを強め、市民一人一人が互いに支え合えるネットワークの構築と市民や事業者などの役割を明示しながら、「市民との協働のまちづくり」の理念をより一層推進し「共有、共感、共生へ 共に歩む自治都市 すかがわ」の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

計画の策定に当たりましては、議会への説明や市内各界各層の代表者などから構成される「須賀川市まちづくり市民懇談会」、長沼・岩瀬両地域審議会で改めて御意見を伺うとともに、各地域での懇談会開催による意見交換、さらにはパブリックコメントなど、さまざま

まな機会を通じ、市民の皆様から多くの御意見を伺いながら策定してまいりたいと考えております。

次に、新行財政改革大綱の策定についてであります。

行財政改革大綱につきましては、平成 17 年度に定めました「須賀川市行財政改革大綱」をもとに、さまざまな取り組みを進めてきたところですが、大震災の影響により極めて厳しい財政状況への対応が迫られるなど、これまで積み上げてきた効率的、効果的な行政経営の取り組みをさらに推進し、復興に向けた持続可能な財政構造の構築に向けた取り組みが必要であります。

このため、市民サービスの向上はもとより、今回の大震災により被災した公共施設の復旧計画とあわせて、施設の老朽度合いや必要性など中・長期的な視点に立った公共施設等のマネジメントについての調査・研究などを含め、新たな行財政改革大綱の策定に向け、準備を進めてまいり考えであります。

次に、クラウドサービスによる基幹系システムの運用についてであります。

クラウドサービスによる基幹系システムの導入につきましては、国の第 3 次補正予算に対応したもので、さきの臨時会において議決をいただいたところでありますが、本システムの導入は、標準的なサービス基盤等の利用によるランニングコストの削減が図られるとともに、外部のデータセンターに情報を保有・管理することによる二元管理が可能となり、災害等の非常時においてもデータが毀損、滅失することなく業務を継続できることなど、本市における危機管理体制の強化と情報セキュリティの強化に資するものと考えており、早期に運用できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、平成 24 年度当初予算についてであります。

平成 24 年度当初予算につきましては、新総合計画の策定にあわせ、新たな行政評価制度を導入し、総合計画、予算、評価を連動させたシステムを確立しながら、施策単位の枠配分方式により編成する予定がありました。

しかしながら、震災の影響により震災復興計画を優先して策定せざるを得ない状況となったため、平成 24 年度におきましては、経常的な経費につきましては平成 23 年度と同様に部単位の枠配分方式により、復旧・復興関連事業費等につきましては市政経営会議において全庁的判断に基づき検討・決定することにより、予算案を編成いたしました。

現時点における本市の最優先課題である復旧・復興関連事業等につきましては、昨年策定しました「市震災復興計画」に基づき全力で進めているところでありますが、これらの取り組みには多額の財源が必要であり、その大部分を国に頼らざるを得ない状況にあります。

国は、東日本大震災に係る復旧・復興事業等の財源については通常の地方財政措置とは別枠で整理したとしておりますが、その支援内容には、いまだ明確でない部分も多く、財政運営の見通しが立てづらい状況であり、今後、さらなる情報収集に努め、最大限の財源確保を図ってまいり考えであります。

国の平成 24 年度地方財政計画においては、地方交付税を前年度比 0.5% 増の 17 兆 4,545 億円を確保し、地方財政の規模につきましても前年度比 0.8% 減の 81 兆 8,700 億円と、ほぼ平成 23 年度並みに見込んでおります。

こうしたマクロの状況を踏まえつつ、本市の実績等を勘案して積算した結果、市の歳入の根幹をなす市税は、歳入欠かん債への振替を行うこととしている震災に伴う減免額 6 億 7,300 万円を加えると 83 億 4,720 万円、対前年度比 1.1% の減、地方交付税は平成 23 年度の実績等を踏まえ 77 億 8,600 万円、5.2% の増を見込んだところであり、さらに県からの市町村復興支援交付金や寄附金を積み立てている「立ちあがろう須賀川復興基金」から 7 億円、財政調整基金から前年度比 4 億 3,000 万円増の 11 億 5,000 万円を繰り入れ、震災復興計画の推進を第一義に、でき得る限りの予算化を図ったところであります。

これらの結果、平成 24 年度一般会計当初予算は 350 億 6,100 万円と、当初予算としては過去最大の規模となり、平成 23 年度当初予算に比べて 84 億 3,200 万円、31.7% の大幅な増となりました。

次に、平成 24 年度における主要施策につきまして「市震災復興計画」に基づき、「原子力災害対策」及び「市民生活の再建」、「産業の復興」、「安全・安心なまちづくりの推進」の 3 つの柱につきまして、それぞれ特徴的な事業を中心に御説明申し上げます。

初めに、「原子力災害対策」についてであります。

東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故による原子力災害は、事故発生から 1 年を過ぎようとしておりますが、今もなお市民生活に深刻な影響を及ぼし、多くの市民の皆様が、放射能に対する不安を抱えながらの生活を余儀なくされております。

また、農林業をはじめ商工業、観光産業などあらゆる分野においても極めて深刻な影響が生じております。

このため、市民生活の基盤となる生活環境の安全・安心を最優先に確保する観点から、除染に向けた各種取り組みを実施するため、1 月に「須賀川市除染計画」を策定したところであります。

本計画は、平成 24 年 2 月から平成 28 年 3 月までを計画期間とし、このうち平成 26 年 3 月までのおおむね 2 年間を重点期間と位置づけ、長期的に市内全域の追加被曝線量を年間 1 mSv（毎時 0.23 μ Sv）未満とすることを目標として取り組んでまいる考えであります。

除染に当たっては、市内全域が計画対象区域となります。子供の安全・安心を優先するとともに、放射線量の高い地区で、追加被曝線量が年間 5 mSv（毎時 0.99 μ Sv）以上となる地域が多い市内西部地区、特に仁井田、長沼、岩瀬地区を重点除染地区と位置づけ、重点的に進めてまいる考えであります。

除染作業につきましては、市が主体となって進めることとしておりますが、対象地域が広範囲に及ぶため、これまで同様、町内会・行政区、P T A などの地域団体、企業等の御理解と御協力をいただきながら進めてまいる考えであり、引き続きの御協力をお願い申し上げます。

また、除染に伴って発生する土壤等につきましては、除染した場所の敷地内や地区で確保された仮置き場に埋設し、一時保管することを基本としておりますが、国において中間貯蔵施設が設置され次第、速やかに搬出できるよう、中間貯蔵施設の早期設置について国に対し引き続き強く要望してまいります。

今後は、除染の状況等に応じて目標や計画期間を適宜見直しながら、効果的で効率的な除染方法を研究、検証し、着実に除染を進めてまいります。

次に、原子力災害に係る健康管理支援体制の充実であります。

2月18日から今月25日まで、県が導入したホールボディカウンタ車による長沼、岩瀬地区、仁井田小、西袋二小学区の乳幼児、小学生及び妊婦など約3,000人を対象に内部被曝検査を実施するなど市民の健康管理支援を行っておりますが、さらに検査体制を強化するため、平成24年度におきましては、公立岩瀬病院にホールボディカウンタを導入するとともに、民間施設等でホールボディカウンタ検査を受けた場合の検査料金の助成制度を創設する考えであります。

また、個人積算線量計につきましても、引き続き18歳以下の子供及び妊婦に配布し、継続的に経過観察及び指導助言に努めるなど、今後も子供たちをはじめ広く市民の皆様の健康不安を一掃できるよう、支援体制の充実に努めてまいりうる考え方であります。

次に、子供たちの安全・安心な活動の場などの確保についてであります。

今回の原子力災害により、子供たちの屋外での活動に対し、多くの保護者が大きな不安を抱えている状況にあるため、平成24年度におきましては、乳幼児を対象とした子育てサロンの機能を市保健センター内に設置するほか、小学生以下の子供を対象とした「屋内子ども遊び場」を設置する一方、平成23年度に引き続き、児童遊び場などの放射能低減化対策に取り組んでまいります。

また、保育所や学校などにおいては、引き続き定期的に各施設の放射線量の計測を行うとともに、保育所、学校などの給食食材についても放射能測定機器による検査体制の充実を図りながら、子供たちが安全に安心して活動できる環境整備に努めてまいります。

次に、農地における除染対策についてであります。

農地の除染に当たりましては、深耕又は反転耕が可能な農地には放射性物質吸収剤や吸収抑制剤の併用により対応するなど、農地の条件に応じた適切で効果的な農地の除染方針を策定の上、比較的空間線量の高い西部地域から取り組んでまいりうる考え方であります。

また、本市農産物の安全・安心の確保につきましては、9台のガンマ線量スペクトロメータをJA各支店などに配置し、昨年10月から検査を行ってまいりましたが、このたび県から新たに9台の検査機器が貸与されることとなったため、これまで以上に検査体制が充実し、検査の迅速化はもとより、食料の安全確保が一段と進むものと考えております。

なお、検査結果につきましては、現在、旧大字単位で公表しているところであります、今後とも、生産者と消費者がそれぞれの地元農産物等の安全・安心意識の醸成と地産地消の推進に役立ててまいりうる考え方であります。

風評被害一掃のための事業展開につきましては、市、すかがわ岩瀬農業協同組合、須賀川商工会議所など7団体で構成する「ブランドすかがわ推進協議会」が中心となり、震災直後の4月から、東京の「福島県八重洲観光交流館」をはじめ、関東や関西などの大消費地において、これまで延べ23回、43日間にわたり本市農産物や特産品の安全・安心をPRするなど、消費者の購買意欲の向上に向け積極的な取り組みを展開してきたところであり、今後とも地元農産物の安全・安心を首都圏などの消費者に広くPRするなど、風評被害の一掃と消費拡大を推進するため、あらゆる機会をとらえ、強力に事業を展開してまいり考えであります。

続きまして、「市民生活の再建」についてであります。

被災者の生活再建につきましては、被災者の住宅確保の観点から、引き続き住宅再建支援として民間賃貸住宅家賃補助、住宅補修等の助成制度を実施するとともに、既存市営住宅の復旧と居住環境改善に努めてまいります。

また、被災者が早期に自立した生活を再建できるよう、平成24年度におきましても引き続き、市税、国民健康保険税、介護保険料や手数料、保育料、こども園保育料、幼稚園授業料などの減免措置を講じてまいりる考えであります。

次に、災害廃棄物の処理についてであります。

本市においては、一部損壊を含め約1万5,000棟の家屋等の被害があったため、平成24年度におきましても、引き続き災害廃棄物の仮置き場の設営と処理、さらには震災により半壊以上で倒壊のおそれのある被災家屋等の解体支援事業を実施してまいります。

次に、都市基盤・ライフラインの復旧についてであります。

道路整備事業につきましては、平成24年度におきましても、日常生活を支える重要な生活基盤として早期の復旧に努める一方、館ヶ岡から袋田に至る市道II-1号線の里橋の橋面舗装工事及び同路線の改良工事を引き続き実施するとともに、新たに塩田字神田地内の県道雲水峰江持線から県道玉川田村線に至る市道6327号線の測量調査設計を実施し、平成27年度の工事完成を目指してまいります。

また、河川整備事業につきましては、古屋敷地内「下の川」の用地取得や一部の護岸工事などを実施するとともに、新たに西川地内笛平川の調査業務を実施し、須賀川市卸センター周辺の浸水対策について整備手法を検討するなど、災害に強い安全で安心なまちづくりに努めてまいります。

都市計画道路につきましては、市街地の円滑な交通の確保や災害時に国道4号線を補完する代替え路線として重要な幹線となる「関下一里坦線」等の整備を引き続き行うとともに「栄町下江持橋線」の整備に向け、昭和町地内の雨水排水処理についての工法を検討するなど、国等との協議を進めてまいります。

また、南部地区のまちづくりにつきましては、震災の影響により事業計画の見直しを余儀なくされましたが、最終事業年度に当たる平成24年度におきましては、これまでの事業成果に対する検証と周辺整備も視野に、今後のまちづくりの方向性について検討してま

いります。

次に、水道事業についてであります。

水道事業につきましては、「水道ビジョンすかがわ2020」に基づき、平成24年度におきましては、施設の耐震化等を図るため西川浄水場改築事業、城山排水池更新事業などに取り組むとともに、須賀川・長沼・岩瀬3地域のネットワーク機能構築のため、緊急時用連絡管整備事業として長沼地域の管路整備を実施してまいります。

次に、生活排水対策についてであります。

生活排水対策につきましては、引き続き災害復旧に取り組み生活排水処理の正常化を図るほか、平成24年度におきましては、今回の東日本大震災により平成23年度実施の見送りを余儀なくされた流域関連公共下水道事業における事業認可拡大区域の朝日田・安積田・横見根地区の幹線管渠等の整備を進めてまいります。

また、農業集落排水事業につきましても、平成23年度に実施を予定しておりました稻・松塚地区、大桑原地区、上江花地区の管渠整備を進めるとともに、稻・松塚及び大桑原地区での早期の供用を図るため、汚水処理施設の整備も進めてまいります。なお、大桑原地区につきましては、平成25年度の一部供用開始を予定しております。

次に、福祉・医療・保健の確保についてであります。

被災した高齢者に対しましては、これまでも応急仮設住宅での訪問相談や健康管理支援などに努めているところですが、高齢者を地域で支える仕組みづくりの推進や災害時における早期の対応や関係機関との連携を図るため、新たに要援護者データのシステム化を推進するなど、高齢者見守り体制の整備に努めるほか、認知症高齢者対策、さらには地域支援事業の取り組みなど、介護予防事業を引き続き実施してまいります。

また、介護保険事業につきましては、団塊の世代が65歳を迎えることや認知症高齢者グループホームの新規開設、さらには国の介護報酬1.2%の増額などにより、給付費の大幅な増加が見込まれる状況にあります。このため、介護保険料の引き上げが余儀なくされる状況ですが、極力負担を軽減するため、県からの財政安定化基金特例交付金1,606万8,000円を繰り入れるなどの措置を講じ、介護保険料基準月額を1,020円増の4,938円としたところであります。

次に、地域医療の確保についてであります。

地域医療の確保につきましては、東日本大震災により甚大な被害を受けた本市にとりましては喫緊の重要課題であり、引き続き安心の医療体制の構築に向け取り組むとともに、新たに須賀川地方の小児科及び産婦人科医師の安定的な確保を図るため、福島県立医科大学に対し周産期・小児科地域医療を支援するための寄附講座設置に要する財政措置を講ずることとしております。

また、保健事業につきましては、疾病予防対策として子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種について引き続き実施するとともに、新たに健康診査項目に腎臓機能のクレアチニン検査の追加やクーポン券配布による大腸がん検診を導

入り、検診率の向上に努めてまいります。

次に、教育・文化の再建についてであります。

教育施設の災害復旧につきましては、平成 24 年度におきましては被災した施設の本復旧工事を行い、引き続き安全で安心な環境の確保に努めてまいりますが、第一小学校につきましては、校舎改築に向けた実施設計、地質調査、被災した校舎の解体工事などに取り組むとともに、長沼東小学校、第三中学校につきましては、屋内運動場の改築事業のための実施設計、地質調査などを進めてまいります。

また、校舎耐震化事業につきましては、年次計画により推進に努めており、平成 24 年度におきましては、大東小学校の校舎耐震改修工事を 3 カ年継続事業の最終年度として実施するほか、大東中学校の旧校舎解体工事と外構工事を実施するとともに、長沼中学校につきましては、平成 24 年度からの 2 カ年継続事業により校舎改築工事を実施いたします。

また、第二小学校につきましては、経過年数が 38 年と老朽化していることや、耐震診断結果により大規模な耐震補強を図る必要があること、さらには財源の確保などを総合的に判断した結果、校舎を改築することとし、平成 24 年度におきましては、基本設計に係るプロポーザル協議や敷地測量などを実施してまいります。

次に、安全・安心な教育環境の確保についてであります。

学校における防災・減災対策につきましては、災害時に子供たちの生命を守り被害を最小限にするため、避難訓練の実施や「防災の日」の周知など防災意識向上のための啓発活動を通じ、災害時における対応能力を高めるとともに、児童生徒などへの防災教育と教職員の減災に対する意識向上などを図ってまいります。

被災した児童生徒への支援につきましては、児童生徒の心の問題などを相談できる心の教室相談員やスクールカウンセラーなどを配置し、継続した心のケアを実施するとともに、経済的理由、または東日本大震災や原発事故により被災し、小・中学校に就学することが困難と認められる児童生徒の保護者に対して、引き続き学用品費、学校給食費などの教育費の一部を支給し、就学が困難な児童生徒への経済的支援を実施してまいります。

また、教職員の研修と教育に要する専門的・技術的な情報提供を行うとともに、適応指導並びに教育相談の充実と青少年の健全育成を図るため、新たに（仮称）「須賀川市教育研修センター」を設置し、学校教育等の資質向上と発展に努めてまいります。

さらに、学校における個人情報及び運営上必要な情報を、漏えいなどさまざまな脅威から保護するため、平成 24 年度に施行する情報セキュリティポリシーをもとに、教職員研修を実施し、情報セキュリティ対策を図ってまいります。

次に、「産業の復興」についてであります。

農地及び農業用施設等の災害復旧につきましては、国の災害査定が 1 月 13 日にようやく終了したところであり、平成 23 年度内にすべての工事を完了することは非常に厳しい状況にあります。しかしながら、ことしの水稻作付には極力支障を来すことのないように対応する必要があるため、農地については仮畦畔の設置を、ため池や用排水路については

仮復旧などの応急的措置を講ずることとし、その対応について市内建設業者協議会に協力を要請するとともに、災害復旧に対する受益農家への説明についても、現在、順次開催しているところであり、今後とも農家の理解と協力が得られるよう努めてまいります。

また、今春の水稻作付につきましては、県は主に県北地方において国の暫定基準値500Bqを超える23年産米が相次いで検出されたことを受け、昨年12月8日に23年産米の出荷見合わせと緊急再調査を県内市町村に要請したところであります。

本市は、県からの要請を受け、市独自の全戸調査を実施した結果、新基準値の100Bqを超える米の検出はなかったため、県は改めて2月3日に本市の旧6町村に係る米の出荷見合わせ解除を発表したところであり、このため、今春の水稻作付は特に支障なく行えるものと考えております。

また、米の戸別所得補償制度への加入促進につきましては、水稻農家の経営の安定化と被災農家の不安解消などを目的に、2月20日から3月2日にかけて延べ10日間、54会場において当該制度と本市独自の地域間調整などの支援策についての説明会を開催しているところであり、今後とも、各地区における農政座談会等あらゆる機会をとらえ、当該制度への加入促進を図るとともに、本市水田農業の復興と発展に努めてまいります。

次に、商工業の復旧・復興についてであります。

市では、市内事業者を対象に利子補給や信用保証料補助を伴った独自の震災対策特別資金融資制度を実施しているところでありますが、平成24年度も引き続き、震災からの復興や事業再生に向けた支援を積極的に実施してまいります。

また、商業の振興につきましては、商店街のにぎわいを創出するイベント事業や不足業種を誘致する空き店舗対策事業を行う商店会等を支援するとともに、商店街の経済活動や市民生活の向上のため、須賀川商工会議所をはじめ各商工会と連携を図りながら、平成24年度につきましても、引き続きプレミアム付き商品券発行事業を実施してまいり考えであります。

企業誘致につきましては、東日本大震災及び原子力災害からの復興促進を図るため、福島県が創設した「ふくしま産業復興企業立地補助金制度」や復興特区制度などの各施策を最大限に活用し、時機をとらえた迅速かつ誠意ある対応をもって、雇用の創出や既存企業の業務拡大につながるような優良企業の誘致に取り組む一方で、市内の既存企業に対しましても、企業体質の強化に向けた「中小企業等人材育成事業補助」や「ホームページ開設等支援事業補助」など、これまでの支援制度を引き続き実施してまいります。

また、県や公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構などの関係機関と連携を密にし、企業が新技術・新製品の研究開発や新事業創出が図れるよう、試験研究に対する事業補助を継続して実施するとともに、再生可能エネルギー関連産業、医療関連産業など、将来を見据え、地域の特性を生かした新たな産業の拠点づくりを目指してまいります。

さらに平成24年度におきましては、個々の企業による大規模災害等の緊急時における事業資産への損害が最小限となるよう、また事業の早期復旧と継続を図る上で必要な対応

策の構築を促進するため、事業者による「BCP」いわゆる事業継続計画の策定に対する補助事業制度を創設してまいります。

次に、雇用の確保についてであります。

雇用情勢の状況につきましては、内閣府による1月の月例経済報告では、東日本大震災の影響により景気は依然として厳しい状況にある中で、雇用は緩やかに持ち直しているとしております。有効求人倍率を見ますと、昨年12月末現在の国内平均が0.71倍、福島県平均が0.74倍、須賀川公共職業安定所管内においても0.74倍となり、昨年同期に比べ0.28ポイント改善しております。市内高等学校の今月卒業予定者の就職内定率は、1月末日現在91.2%で前年同期に比べ5.2ポイント改善しておりますが、就職内定先に占める県外企業の割合が増加する一方で、地元に就職できないなどの問題も発生し依然として厳しい状況にあるため、既に卒業している未就職者を含め、早期就職につながるよう平成24年度から新たに「学卒未就職者正規雇用促進奨励金制度」を設け、学卒3年以内の未就職者を正規雇用した事業所に対して支援を行い、雇用の確保を図ってまいります。

また、緊急雇用創出事業につきましても、高校新卒未就職者を対象とした市の臨時職員への雇用など平成24年度も引き続き実施するなど、今後とも雇用の確保に鋭意努めてまいります。

さらに、求職中の方々の生活不安の軽減、就業を支援する就業支援相談所の継続開設や合同就職面接会の開催を引き続き実施するとともに、求職者のスキルアップを促す資格取得助成制度等による求職者支援もあわせて実施してまいります。

生活困窮者に対する就労支援につきましては、厳しい雇用情勢が続き失業等により生活に困窮する方々がふえているため、引き続き社会福祉事務所に就労支援員を配置し、ハローワークとの綿密な連携の上、生活保護受給者及び住宅手当受給者に対する求職活動の支援を一層強化してまいります。

次に、観光の復興及び交流の推進についてであります。

観光の復興につきましては、本市観光の中核である国指定名勝「須賀川の牡丹園」や釈迦堂川全国花火大会、松明あかしなど既存のイベントの充実を図り、元気で安全・安心な須賀川を全国に向け強力に情報発信するとともに、観光関係者や関係機関と連携・協働して、地域資源を生かしながら、着地型観光を推進してまいります。

また、交流の推進につきましては、昨年11月の神奈川県座間市及び先月16日の北海道長沼町との「災害時における相互応援に関する協定」の締結をはじめ、先月17日には、福島空港の就航先である豊中市との間において、今後のスポーツ・文化の相互交流などを推進するための「空港で結ぶ友好都市提携に関する協定」を締結するなど、これまで培った交流に加え、今回の東日本大震災により新たな結びつきが深まったため、これら都市との各分野にわたってのさまざまな交流を今後積極的に推進するとともに、平成23年度に創設した「須賀川サポートーズクラブ」の会員の増員に努め、会員による本市の魅力や情報のさらなる発信等を展開し、本市来訪者の増大を図り、交流人口の拡大を図ってまいります。

す。

続きまして、「安全・安心なまちづくりの推進」についてであります。

安全・安心対策の推進につきましては、小・中学校において災害発生時の避難場所や経路の確認、点呼方法や保護者への連絡体制や方法、緊急時の対応の確認など、児童生徒などの安全管理の徹底を図るなど、防災意識の啓発に努めてまいります。

次に、地域コミュニティの再生についてであります。

地域コミュニティへの支援につきましては、今回の大災害を通じ新たに培われた市民力や地域力といったさまざまなきずなを市民の皆様とともに育てていくため、町内会や行政区等が地域の特性を生かし、みずから考え、そしてみずからの手で住みよい地域づくりを行うための活動を支援する「ふるさとづくり支援事業」を引き続き実施するとともに、地域活動の拠点となる集会施設が被災した場合の補助制度を、平成24年度も引き続き実施してまいります。

次に、防災体制の強化についてであります。

地域防災計画の見直しにつきましては、今回の東日本大震災に対する対応を検証するとともに、各方面からの意見を集約の上、国の防災基本計画や県の地域防災計画の修正を踏まえながら、見直しを図ってまいりと考えであります。

また、同報系防災行政無線につきましては、市民の皆様方へ災害情報等を伝える重要な手段であるため、平成24年度から2ヵ年事業として設備工事に取り組むとともに、引き続き消防団員の確保や消防施設等の充実に努め、消防力の強化を図ってまいりと考えであります。特に、自主防災組織未設立の町内会・行政区に対しましては、東日本大震災を教訓として、地域でできることは極力地域で対応していただくことを推進するため、今後も自主防災組織設立の働きかけを行いながら「災害に強いまちづくり」に努めてまいります。

次に、環境対策への取り組みについてであります。

本市におきましては「須賀川市地域新エネルギービジョン」に基づき、公共施設への太陽光発電装置の設置や一般住宅の太陽光発電装置設置に対する補助事業など、再生可能エネルギーの導入を進めているところですが、原子力災害により、改めて再生可能エネルギーの重要性が再認識されたところであり、環境負荷の少ない循環型社会の形成を図る観点から、引き続き太陽光発電装置設置費補助を実施してまいります。

次に、生活交通網の整備についてであります。

生活交通網の整備につきましては「須賀川市総合交通ビジョン」に基づき、昨年3月に須賀川市公共交通実証運行計画を作成し、乗合タクシーなどの実証運行を実施する予定でありましたが、東日本大震災により実施できなかったため、平成24年度におきましては、市中心部の主要な施設を結ぶ東回りの市内循環バスの運行や、稲田地域への乗合タクシー導入のための実証運行に取り組みながら、市民の利便性の向上に努めてまいります。

続きまして「重点プロジェクト」についてであります。

「重点プロジェクト」に位置づけております「市庁舎や総合福祉センターの再建」、「市

街地中心部の再生・活性化」、「藤沼湖周辺の再生・整備」につきましては、さきに御説明申し上げたところであります「未来を担う子供の健康管理体制の構築」や「先進医療施設・再生可能エネルギー施設の誘致」につきましては、国が策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」において、「福島県に、子供をはじめとした住民の継続的な健康管理を実施する最先端の研究・医療を行う施設などの整備や再生可能エネルギーにかかわる、開かれた世界最先端の研究拠点の整備」などが示されております。

また、昨年末に県が策定した「福島県復興計画」においても「中通りエリア」に医療福祉提供体制の回復及び充実強化、また、再生可能エネルギーの研究開発拠点の誘致について位置づけされているため、本市といたしましても2つの公的病院があることや、今回の東日本大震災においても、ほとんど影響のなかった須賀川テクニカルリサーチガーデンを有していること、さらには福島空港所在地であることなど、本市の優位性を機会あるごとに発信しながら、市内への誘致に向け積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

なお、これらの事業につきましては、国・県などをはじめとした関係機関との調整や社会経済情勢の動向など、さまざまな要因を勘案しながら進めていく必要があるため、引き続き国・県に対し要望していくとともに、中・長期的な視点に立ち、鋭意情報収集に努めながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、主要施策のうち、特徴的な事業を中心に説明申し上げましたが、市民との協働のもと、改革改善の意識を持ちながら、スピード感をもって進めてまいりたいと考えております。

東日本大震災の発生から早くも1年が経過しようとしております。

大震災以降、市民の皆様からのさまざまな声に耳を傾け、多くの復旧・復興事業に取り組んでまいりましたが、本年を「復興元年」と位置づけるとともに、これまでの歩みを一層加速させ、新たな須賀川市の第一歩となるよう、まさに重要な仕事をなし遂げるための年として、「市震災復興計画」に基づき、迅速かつ着実に復興への歩みを進めてまいりたいと考えています。

これら取り組みを行うに当たりましては、これまで以上に「市民との協働のまちづくり」を推進し、議会をはじめ市民の皆様、すべての関係者の皆様とともに復興像を共有しながら、心を一つに復興に向けて取り組んでまいりたいと存じますので、さらなる御支援・御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第3号 小塩江財産区管理委員の選任につき同意を求めるについて、提案理由を申し上げます。

小塩江財産区管理委員7名は、本年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任の委員を選任するに当たり、小塩江財産区管理条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

今回選任いたしますのは、塩田区長から推薦のあった、近藤信一さん、山口兵一さん及び並木正子さん及び、小倉区長から推薦のあった、山田昭男さん、二瓶政甲さん、遠藤安

雄さん及び佐久間清仲さんの7名であり、いずれの方も地域の信望が厚く、管理委員として適任と存じ、提案するものであります。

以上、市政運営の基本方針及び提案理由の一部を御説明申し上げましたが、今期定例会には、単行議案23件、予算議案29件及び報告5件の合わせて57件を提案しております。

議案第4号以降の提出議案に係る提案理由につきましては、副市長から説明申し上げますので、慎重に御審議の上、速やかに議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、説明を終わるに当たり、先ほど、議会冒頭に圓谷年雄議員に対して4回目の議員辞職勧告決議がなされました件について申し上げます。

現在の地方自治制度は、二元代表民主制をとっており、市長と市議会議員は別々の選挙で市民から選ばれているため、辞職の有無については、あくまで議員本人が判断すべきものでありますが、市民に選ばれた議員で構成する市議会が一致して四度にわたり議員辞職勧告を行うという事態は、須賀川市制始まって以来の異常な事態であり、このことが市民及び市政に与える影響は大きく、須賀川市の名誉と尊厳を著しく傷つける事態を招いていることは、看過しがたい状況となっております。

さらには、市民一丸となって震災からの復興を進めていこうとするこのときに、大きな妨げとなっていると感じており、甚だ遺憾であります。

極めて異例ではありますが、議員同様、市民によって選ばれ、市民の声に耳を傾け、市政を執行する立場として、あえて私の政治信念の一端を述べさせていただきます。

公職にある者が、何ゆえ法によってその身分を保証されているか。それは、遵守すべき法律や条例を定め、あるいは執行するという崇高な権限を与えられ、かつ、その責務を真摯に果たすことを求められているからであります。

特にそれらをつかさどる政治には、コンプライアンス以上の高い次元での道義的責務が課せられており、一般的な「責任のとり方」とは、明確に区別されるべきものと理解しております。

私もこれまでの政治活動の中で、さまざまな局面に遭遇してまいりましたが、そのたびごとに考えてきたのは「政治の責任のあり方」についてであります。

論語に「民信無くば立たず」とありますが、社会は政治への信頼なくしては成り立たないことを教えております。さまざまな局面で政治家が「責任を果たす」という言い方をしますが、多くの場合、信無く果たそうとするがゆえに、さらなる不信を招いているのが常であります。

私は「政治の責任を果たす」とは、局面において課せられた責任をとっこそ、果たされる場面もあると思っております。

政治不信が言われておりますが、政治を志した者が、みずから政治に信を失わせるようなことがあってはならないと考えます。

議員である以上、議会の決議の重さを自覚されるとともに、選ばれし者の身の処し方について、現状のさまざまな影響の大きさを十二分に斟酌され、良識ある判断がなされるこ

とを期待しております。

以上、申し上げ、説明を終わります。

————以上まで————

須賀川市議会ホームページより、令和7年6月25日印刷、

http://gikai.city.sukagawa.fukushima.jp/voices/cgi/voiweb.exe?ACT=200&KENSAKU=0&SORT=0&KTYP=0,1,2,3&KGTP=1,2&FYY=2012&TYY=2012&TITL_SUBT=%95%BD%90%AC%82Q%82S%94N%81@%81@%82R%8C%8E%81@%92%E8%97%E1%89%EF%81%7C03%8C%8E01%93%FA-01%8D%86&KGNO=373&FINO=650&UNID=K_H24030100011